

防災無線の放送内容が電話で確認できます。専用電話番号【0539・2061】または【0539・2062】

平成24年第1回 福生市議会定例会のお知らせ(予定)

ぜひ、傍聴にお出掛けください。

定例会日程 2月28日(火)～3月27日(火)

本会議 2月28日(火)～3月2日(金)・27日(火)

予算審査特別委員会 3月6日(火)～9日(金)(予定)

常任委員会 3月13日(火)～15日(木)

開会時間 本会議及び常任委員会は午前10時～、予算審査特別委員会は午前9時～

なお、常任委員会は、開会后、現地視察がある場合も

ありますので、委員会の進行状況等については、議会事務局までお問い合わせください。

また、本会議のライブ映像及び録画映像をインターネットで配信しています。

市ホームページから、福生市議会「インターネット中継」にアクセスして、ご覧ください。

問合せ 議会事務局庶務係 551・1523



福生市長選挙の日程が決まりました

私たちが住むまちの、今後4年間の市政を託す市長を選ぶ大切な選挙です。必ず投票しましょう。

投票日 5月13日(日) 期日前投票 5月7日(月)～12日(土)

福生市長選挙立候補予定者説明会

日時 3月28日(水)午後2時～ 場所 市役所第一棟2階第1会議室

問合せ 選挙管理委員会事務局 551・1802

春の火災予防運動

3月1日(木)～7日(水)

推進標語

◆ 一般火災予防 守りたい 防火の心で みんなの笑顔

◆ 平成23年度東京消防庁防火標語 作者 北区・佐藤晴菜さん

推進項目

- ① 住宅防火対策の推進
② 事業所の防火安全対策の推進
③ 地域の防火安全対策の推進
④ 車両船舶の火災予防対策の推進
⑤ 山火事予防対策の推進

【予防運動に伴うイベントのお知らせ】

日時 3月2日(金) 場所 ショール本田瑞穂店 屋外駐車場(瑞穂町殿ヶ谷442)

内容・時間

- ① 大規模救助救急演習・午前10時～10時30分
② 火災予防フェスタ2012 午前11時～午後3時
(消防車両展示・初期消火訓練・起震車体験・ミニカーコーナー、ミニ防火衣試着)

● 防災シンポジウム in 福生・羽村・瑞穂

「みんなの力で地域を守る」東日本大震災から学ぶもの

日時 3月9日(金)午後2時～4時

場所 市民会館小ホール(つじホール)

内容 ① 第一部【パネルディスカッション】

パネリスト 笹本誠一氏(福生市町会長協議会長)、伊藤保久氏(羽村市町内会連合会長)、小野芳雄氏(瑞穂町町内会連合会長)

第2部【基調講演】

講師 西村桂一氏(横田基地消防署日本人隊長)、日野邦夫氏(日野自動車株式会社羽村工場)、中山英治氏(株式会社IHI宇宙事業本部瑞穂工場)

問合せ 福生消防署予防課 552・0119

「安全安心まちづくり市民ひろば」にご参加ください!

市では月に1回程度、防犯、交通、消防、町会・自治会、PTA関係者など、さまざまな方が集まって、「安全で安心して生活できるまちづくり」について、話し合いや情報交換をしています。



また、会議終了後には、開催場所周辺の防犯パトロールも行なっています。市内在住・在勤の方でしたらどなたでも参加できますので、興味のある方は、ぜひご連絡ください。

Table with 5 columns: 測定場所, 飛行回数, 前年同月比, 飛行回数, 前年同月比. Rows include 飛行総数, 昼間, 夕刻, 夜間, 最高音圧レベル.

次回日時 2月23日(木)午後7時～9時 場所 田園会館2階学習室 問合せ 安全安心まちづくり課 地域安全係 551・1691

「救急相談センター」のご案内



救急車を呼んだ方がいいのか迷ったら、東京消防庁救急相談センターへご連絡ください。

当のアドバイス、診察可能な医療機関の案内、また、緊急性が認められる場合には救急車を出勤させる等のサービスを行なっています。

携帯電話・プッシュ回線からは、☎7119、ダイヤル回線からは、☎521・2323へ。 問合せ 福生消防署予防課 552・0119

税金に関するお知らせ

◆住民税(市・都民税)及び所得税の変更について

平成24年度(平成23年分)から次のとおり変更されます。

【年少扶養控除(16歳未満)の廃止】

16歳未満の扶養控除(住民税33万円、所得税38万円)が廃止されます。

ただし、16歳未満の方であっても扶養親族の対象となりますので、扶養障害者控除・寡婦(夫)控除の要件としての扶養の取扱いは、従来どおりとなります。また、住民税の課税・非課税判定や被扶養者の課税(非課税)証明書の発行等にも影響しますので、確定申告等を行なう際には16歳未満の扶養親族の氏名等も記入してください。

【16歳以上19歳未満の扶養控除区分の変更】

16歳以上19歳未満は特定扶養控除(住民税45万円、所得税63万円)ではなく、一般扶養控除(住民税33万円、所得税38万円)の対象となります。

◆特別障害者控除の同居加算の変更

従来は、配偶者控除または扶養親族に同居加算(住民税23万円、所得税35万円)をして申告していただいていたが、配偶者控除または扶養親族に加算せず同居特別障害者控除(住民税53

万円、所得税75万円)として申告していただくこととなります。

別居の特別障害者控除は、従来どおり(住民税30万円、所得税40万円)となります。

◆住民税(市・都民税)の特別徴収(給与天引き)の推進について

法令に基づき、西多摩地区市町村では特別徴収の推進をしています。市町村は、当該年度の初日において納税義務者(従業員等)に対して給与の支払をする者で、所得税を源泉徴収して納付する義務がある者を特別徴収義務者として指定し、給与支払者は、住民税を給与天引き(特別徴収)する義務があります。納税の公平性と納税者の利便性を図るため、ご理解、ご協力をお願いします。

※特別徴収とは、事業所(給与支払者)が、従業員の毎月の給与から住民税を特別徴収(給与天引き)して、市町村に納めていただく制度です。

《従業員の方のメリット》年4回払いより、年12回払いの特別徴収の方が、1回あたりの納付額が少なくなります。また、毎月給与から天引きされるため、納め忘れがなくなります。

問合せ 課税課市民係 ☎551・1610

3月の無料相談

問合せ 秘書広報課広報広聴係 ☎551・1529 ※休日・祝日を除く

Table with 5 columns: 相談内容, 期日, 時間, 場所, 備考. Rows include 人権身の上相談・行政相談, 登記相談, 相続遺言等暮らしの手続き相談, 法律相談, 交通事故相談, 少年相談, 介護保険相談, 子ども相談, 消費者相談, 心配ごと相談, 金融相談.

そのほかの相談 市政・市民相談、国民年金相談、ひとり親家庭相談、健康相談、育児相談(☎551・1511市役所代表)、心の相談、成年後見相談、苦情相談、権利擁護相談(☎552・2121福祉センター)、教育相談(直通☎551・7700)

※予約開始日が土・日曜・祝日の場合、翌日以降最初の平日からとなります。